

広島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町橋山字苅尾二四の一、二四の二、二五、二六、字掛津二七の一（次の図に示す部分に限る。）、二七の二二〇、二七の二二二、二七の二二三から二七の二三三まで、二七の一三五から二七の二三九まで、二七の一四一から二七の一六九まで、二七の一七一から二七の一七五まで、二七の一七七から二七の一八五まで、二七の一八七から二七の一九五まで、二七の一九七から二七の二〇五まで、二七の二〇八から二七の二二四まで、二七の二二六から二七の二三二まで、二七の二七二、二七の二七八から二七の二八〇まで、二七の二九六、二七の二九七、東八幡原字甲繫三〇四の一、三〇四の七一、三〇四の七二
二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）